

里吉団地他消防設備保守点検業務委託仕様書

本業務については、この仕様書に基づき業務を履行する。

1. 目的

市営住宅（団地）における消防用設備の適切な維持管理を行い、非常時に備えて設置時と同等の機能・性能を保持確保するため。

2. 消火設備及び避難設備（機器）の点検場所及び点検項目について

○点検対象項目

変形、損傷、液漏れ、紛失等の有無又は状態

【1】消火器 … 4 1 1 本（設置の有無及び有効期限）

【2】避難用ハッチ … 2 6 8 台

【3】その他、避難用器具等消防用設備・機器に関すること

○点検箇所 別紙消防設備等保守点検箇所一覧のとおり

※点検時に必要な情報（設備位置図・住宅の空き状況等）は、契約後に提示する。

3. 委託期間

契約締結日から令和3年3月19日まで

4. 点検業務の実施内容について

（1）点検作業について

市営住宅（団地）において避難ハッチ、避難器具、消火器等の調査・点検業務を行うとともに、軽微な故障（部品交換を伴わない）については、速やかに修繕をしなければならない。またその詳細を報告書に記載し、費用については受託者の負担とする。

（2）点検における故障箇所の対応について

前項の調査・点検の結果、新たに部品等交換しなければ復旧が見込めない場合は速やかに報告するとともに、軽微なものについては随時、また大規模なものについては見積書を提出し委託者から改修の指示を受けるものとする。

（3）点検作業の周知について

作業に先立ち、予め自治会等を通じ入居者へ検査の周知活動を行うとともに、検査業務における安全対策及びトラブル防止に努めること。

(4) 不在者等への対応について

未点検箇所がないよう作業を行う中で、入居者が不在の場合は、初回を含め3回以上訪問し、通知を入れる等、不在者との接触に努めること。
又、訪問及び連絡の日時・内容等を別紙訪問記録報告書に記載し、随時報告すること。

5. 点検従事者

本作業については、消防法令及び消防庁告示により定められた点検の為に必要な消防点検資格者の資格をもつ者が行うこと。

6. 書類の作成

業務の履行に先立ち保守管理計画書を作成するとともに、承諾を得るものとする。なお、報告書については点検業務終了後速やかに作業写真を添えて提出すること。

①消火器点検報告書の作成 … 2部

②避難器具、ハッチ点検報告書の作成 … 2部

報告書には、修繕箇所・消火器の補充必要箇所を明記するとともに、不具合箇所については状況がわかる写真を添付し、修理（取替）を要する個所の一覧表を作成し提出すること。

また、必要に応じて関係機関に点検報告書を提出すること。

7. その他

この仕様書内容について疑義が生じた場合は、協議の上解決するものとする。